

継続的商品売買契約書

売主株式会社天草海産（以下、「甲」という。）と、買主_____（以下、「乙」という。）は、次のとおり基本契約書を締結する。

第1条（目的）

- 1 本契約の定めるところに従い、甲は乙に対し、甲の取り扱う商品（以下、「本商品」という。）を継続的に売り渡し、乙はこれを買受け、販売する。
- 2 甲は乙に対し、甲が定める販売限度額（_____円）を限度として、商品を販売する。

第2条（適用範囲）

本契約は、甲と乙との間の個別契約すべて（本契約締結前から存在する個別契約も含む。）に適用される。ただし、個別契約の内容が本契約と異なるときは、個別契約が優先される。

第3条（個別契約）

個別契約は、乙の提出する注文書と甲の交付する注文請書の交換によって成立する。ただし、甲乙間の協議により、これに代わる方法を定めることができる。

第4条（引渡し）

- 1 本商品の引渡場所は、別に甲乙間で定める場所とし、同所での受領をもって乙への引渡しは完了する。
- 2 引渡場所までの運賃は、乙の負担とする。

第5条（検品）

乙は、甲より本商品の引渡しを受けた後、本商品に数量不足又は直ちに発見できる契約不適合がある場合には、3日以内に、甲に申し出るものとする。

第6条（代金支払）

- 1 乙が甲から買受けした本商品の代金は、次の方法で支払う（支払方法に☑する。）。
 - 毎月末日締切の翌々月20日に現金（振り込む方法）にて甲に支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。
 - 代金引換の方法にて甲に支払う。なお、手数料は乙の負担とする。
 - クレジットカードの方法にて、甲に支払う。なお、手数料は甲の負担とする。
- 2 前項の代金の支払いを遅延したときは、商品代金に年10%の計算による遅延損害金を支払うものとする。
- 3 乙は、甲が毎月発行する請求書を受領した時、速やかにその正否を照合し、差異がある場合は、直ちに具体的事由を記載した書面を添えて甲に通知することとする。

第7条（所有権の移転）

本商品の所有権は、本商品の代金決済と同時に甲から乙に移転する。

第8条（危険負担）

本商品の引渡し前に生じた本商品の滅失、毀損その他一切の損害は、乙の責めに帰すべきものを除き甲の負担とし、本商品の引渡し後に生じたそれらの損害は、甲の責めに帰すべきものを除き乙の負担とする。

第9条（相 殺）

甲が乙に対し債務を負担しているときは、履行期が到来していると否とにかかわらず、甲の乙に対する債権と債務は直ちに相殺適状となり、甲はいつでも任意に対当額をもって相殺できるものとする。

第10条（期限の利益の喪失）

1 乙が、次の事項の一つに該当した場合、乙は当然に甲に対するすべての債務の期限の利益を喪失し、甲は、乙に対し、残債務全額を一時に請求でき、かつ、本契約及び個別契約の全部又は一部を何らの催告及び自己の債務の弁済を要せず直ちに解除できるものとする。

- (1) 監督官庁より営業取消又は停止等の処分を受けたとき
 - (2) 乙が手形、小切手の不渡りを出して、銀行取引停止処分を受けたとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分を受け、又は受けるおそれがあるとき
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てがあったとき
 - (5) 営業を停止し、又は変更し、若しくは解散の決議をしたとき
 - (6) (1)～(5)に掲げるほか、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な兆候があるとき
 - (7) 本契約又は個別契約に基づく金銭債務を期限までに履行しないとき
- 2 前項の場合、乙は、甲の選択により残債務に年10%の遅延損害金を付して甲に支払うか、又は本商品を甲に返還するものとする。なお、乙が商品を甲に返還する場合、甲は当該商品の既払代金を乙の甲に対する債務の弁済に充当する限りにおいて返還しないものとする。また、乙は、返還に際して、当該商品の品質等を保持しなければならない。

第11条（解除の効果）

- 1 甲が本契約を解除した場合、乙は、直ちに当該商品を甲に返還しなければならない。なお、乙は、返還に際して、当該商品の品質等を保持しなければならない。
- 2 乙が前項の返還義務を履行しない場合、甲は、予告なく当該商品の所在場所に赴き、当該商品を回収し、搬出することができるものとする。

第12条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は契約締結日より1年とする。ただし、満了日の2か月前までに甲又は乙から書面による変更又は解約の申入れのない場合には、本契約は更に同一条件で1か年更新されるものとし、その後の更新も同様とする。
- 2 本契約の有効期間中であっても、甲又は乙は、相手方に対し3か月の予告期間を置いて本契約を終了することができるものとし、この場合、損害賠償義務は生じないものとする。

第13条（秘密保持）

甲又は乙は、本契約及び個別契約に基づく取引により得た機密事項を、相手方の事前

の書面による承諾なくして第三者に開示又は漏洩しないものとする。

第14条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。）に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたっても表明するものとする。甲及び乙は、相手方がかかる表明に違反した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。

第15条（協議）

本契約に定めなき事項又は本契約の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議し、解決するものとする。

第16条（合意管轄）

本契約及び個別契約に関する紛争の専属的管轄裁判所は、甲の本店所在地を管轄する裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所
会社名
代表取締役 ⑩

乙 住 所
会社名
代表取締役 ⑩